

# 8月11日からの大雨による被災住宅の応急修理 実施要領（案）

令和3年8月

広島県 住宅課

この実施要領例は、令和3年6月に内閣府政策統括官（防災担当付）及び参事官（被災者行政担当付）から示された災害救助事務取扱要領に別添の実施要領例を参考に作成したものです。

実際の使用にあたっては、必要に応じて修正を行うとともに、災害救助事務取扱要領及び関係法令等を参照のうえ運用してください。

# 8月11日からの大雨による被災住宅の応急修理実施要領（案）

（令和3年 月 日決定）

○ ○ ○ ○ 課

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、「8月11日からの大雨」における、法に基づく住宅の応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、広島県〇〇市（町）である（令和3年8月〇日適用）。

## 1 対象者

### （1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

### （2）資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者を対象とし、資料の有無については、「資力に関する申出書」（様式第2号）により、客観的に判断する。

## 2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

### （1）応急修理の範囲

対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- ① 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

- ②ドア、窓等の開口部の応急修理
- ③上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- ④衛生設備の応急修理

## (2) 基本的考え方

応急修理の個所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。(詳細は、別記1「住宅の応急修理に関するQ & A」のとおり)

- ①当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ②内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と合わせて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、畳の枚数に上限設定はない。また、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ③修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④家電製品は対象外である。

## 3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯  
595,000円以内
- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯  
300,000円以内

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

## (3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政

状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

(借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。)

#### 4 手続の流れ(図1「住宅の応急修理の手続きと流れ」のとおり)

- (1) 県が、応急修理(全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等)について、業者に周知する。
- (2) 県が応急修理を行う業者のリストを参考に提示し、市(町)が業者指定を行う。指定された業者(以下「修理業者」という。)のリスト(以下「修理業者リスト」という。)は、市(町)が追加削除等の管理を行う。
- (3) 市(町)は、被災者に対する住宅の相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- (4) 希望する被災者は、市(町)の窓口に応急修理申込書(様式第1号)及び申出書(様式第2号。中規模半壊、半壊、準半壊の場合に限る。)、り災証明書、施工前の被害状況が分かる写真を提出し、要件審査を受ける。市(町)は、必要に応じて該当者への修理業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙を提供する。
- (5) 被災者は、修理業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書(様式第3号)の作成依頼を行う。
- (6) 修理業者は、住宅の応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を被災者に提出する。修理業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有するものとする。
- (7) 被災者又は修理業者は、修理見積書を市(町)窓口に提出する。市(町)は、修理見積書の内容を確認の上、修理依頼書(様式第4号)を交付するとともに、応急修理実施連絡書(様式第5号)に修理依頼書の写しを添えて被災者に送付する。
- (8) 修理業者は、請書(様式第6号)を市(町)に提出のうえ、工事を実施する。
- (9) 修理業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、市(町)に工事完了報告書(様式第7号)を提出し、合わせて応急修理に要した

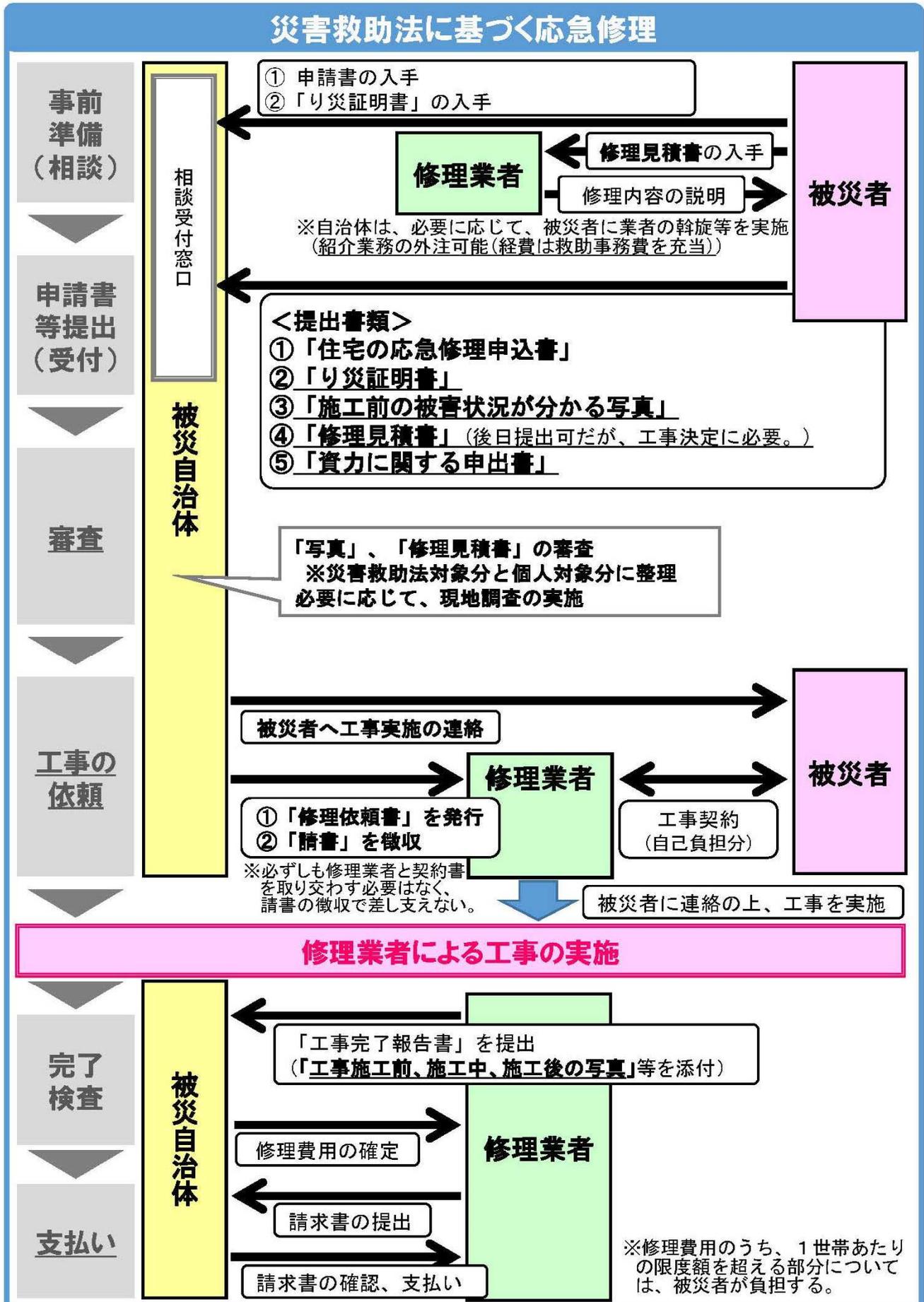
費用を市（町）に請求する。市（町）は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯当たりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

※り災証明書の発行に時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、市（町）の判断により次の取扱とすることができるものとする。

- （4）希望する被災者は、市（町）の窓口に住宅の応急修理申込書（様式第1号）及び申出書（様式第2号。中規模半壊、半壊、準半壊の場合に限る。）、施工前の被害状況が分かる写真を提出し、り災証明書に係る部分以外の要件審査を受ける。市（町）は、必要に応じて該当者への修理業者の斡旋や修理見積書等工事に必要な用紙を提供する。

り災証明書については、後日交付を受け次第、被災者は市（町）の窓口提出するものとする。（被災者はり災証明の内容が「準半壊に至らない」（一部損壊）の場合、応急修理の対象外となることを事前に承諾するものとする。）

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



(別記1)

令和3年5月24日現在

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A

質 問		回 答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。 このため、修理期間が1か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、災害発生の日から原則6か月間、賃貸型応急住宅の使用が可能です。
5	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいのか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じく自己負担分の契約が必要となります。
6	公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
7	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
7-2	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
8-1	住宅の応急修理の完了期限が3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いいたします。

質 問		回 答
8-2	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
9	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
10	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式1号） ② り災証明書 ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式3号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申出書（様式2号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
11	大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
12	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
13	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
14	1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
15	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
16	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者

質 問		回 答
		<p>が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。</p> <p>なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。</p>
17	D I Yの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Yは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
18	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	<p>例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。</p> <p>ただし、建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。</p>
19	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	<p>浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。</p> <p>ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。</p>
20	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	<p>汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。</p> <p>また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。</p>
21	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	<p>住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。</p> <p>障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。</p>
22	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	<p>応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。</p> <p>また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口にご相談ください。</p>
23	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	<p>当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。</p> <p>ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。</p>
23 - 2	畳の交換は対象となるのか。	<p>床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。</p> <p>畳だけの交換は対象となりません。</p> <p>また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。</p>
24	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	<p>浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。</p>
25	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	<p>一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。</p> <p>その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替</p>

質 問		回 答
		えの対象となります。
26	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
27	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
27 -2	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合には、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合には、対象になりません。
28	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
29	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたい。この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。
30	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
31	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
32	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
33	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。） ただし、温水洗浄便座（ウォシュレット等）は応急修理の対象外となります。
34	浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。
35	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
36	59万5千円以内あるいは30万円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能	修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。

質 問		回 答
	か。	
37	住宅の修理の見積を依頼したら、100 万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第2号）を作成し、各市町村窓口へ提出してください。 なお、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。  修理総額 100.0 万円の場合 応急修理 59.5 万円以内 （応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） 自己負担 40.5 万円以上
38	応急修理業者は修理業者リストから選択しなければならないのか。 自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないうか。	修理業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。 （ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）
39	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでよいのか。	コピーで差し支えありません。
40	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。
41	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。
42	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差し支えありません。

## 住宅の応急修理にかかる工事例

## 1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

## 2 応急修理の基本的考え方

- (1) 大雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
  - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
  - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
  - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
  - × 壊れていない便器の取り替え
  - × 古くなった壁紙の貼り替え
  - × 古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
  - ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。（床と併せて交換を行うものであれば、畳の枚数に上限設定はない。Q23-2 参照。）
  - ・ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
    - (例) × 壊れた石膏ボードのみの取り替え
    - × 畳や壁紙のみの補修
    - 屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取り替え
- (3) 修理の方法は代替措置でも可とする。
  - (例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外である。